

雑がみとして出せないもの（禁忌品）の例

防水加工された紙			
カップ麺の容器	ヨーグルトの容器	紙コップ・紙皿	納豆のカップ
			
コーティングされた紙			
アルミ・ビニール加工紙(お菓子の包み紙)	ラミネート加工紙	金・銀色の折り紙	
			
油などがついた紙		感光紙	カーボン紙
ピザの箱	ドーナツの紙袋	写真用紙	宅配便の送り状
			
粘着物（シール）がついた紙		感熱紙	
圧着はがき	シール用紙	レシート	FAXロール紙
			
匂いがついた紙		汚れたティッシュペーパーなど	シュレッダーで裁断した紙
洗剤の箱	線香の箱	汚れたティッシュペーパー	汚れたキッチンペーパー
			
トイレトペーパーの芯			
			

※「雑がみ」として出せないものは、「燃やせるごみ」に出して下さい。

お問い合わせ先：公益財団法人ちとせ環境と緑の財団 事業課資源振興係

電話 0123-26-1213 FAX 0123-22-1118